

社会福祉法人沼山津福祉会 評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人沼山津福祉会(以下「当法人」という。)定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「評議員等」とする。)の報酬等について定めるものとする。

(役員に支給する報酬の限度額)

第2条 役員(理事及び監事)の報酬年額の限度額を以下のとおりとする。

理事 180,000 円

監事 70,000 円

(費用弁償)

第3条 評議員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 評議員

評議員会等への出席	5,340 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,340 円

(2) 理事・監事

理事会等への出席	5,340 円
監事監査等への出席	5,340 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,340 円

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の承認を経て、改廃することができる。

附則

1. この規程は、令和元年6月18日から施行する。